

令和2年度 指定管理者モニタリングレポート
(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市立南木の本防災公園
所在地	八尾市南木の本三丁目1番地の1
所管課	都市整備部土木管財課

指定管理者	名称 八尾体育振興会グループ 代表者 公益財団法人八尾体育振興会 理事長 角倉 安和 住所 八尾市青山町三丁目5番24号
指定期間	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日(5年間)

1. 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
<p>施設の運営については、基本協定書、仕様書、事業計画書に基づいて、適切に行われており、本市との協議も、必要に応じて行われている。ラグビー体験教室、ポールウォーキング講習会、女子サッカー講習会等子どもから大人まで幅広い年齢層が参加できる講習会を計画から実施まで適切に行われている。</p> <p>【利用者アンケート（利用者の満足度等）】</p> <p>①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象：施設利用者 ・調査時期：令和2年11月1日～11月30日 ・調査方法：施設内にアンケート用紙を設置するとともに、ホームページにも掲載 ・回答状況：有効回答数235件 <p>②アンケート結果の概要（利用者の満足度等）</p> <p>施設の総合的な評価では、多くの利用者が「満足」、「やや満足」といった高い満足度を示しており、特に、職員の受付での挨拶や接客態度、細かな対応が利用者に高い評価を受けている。</p>	A

2. 公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
<p>利用者数や稼働率、講習会、各種教室の参加を高めるため、広報活動について内容を充実させるなど利用促進に向けた取り組みを積極的に行っている。自主事業として、放課後グラウンド開放やラグビー体験教室等を実施した。また、防災啓発の取り組みとして、かまどベンチを使用した料理教室や八尾市消防署とともに防火・防災フェア及び防災リーダー養成講習会等を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。</p>	A

3. 適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
<p>施設の維持管理について、基本協定書、仕様書、事業計画書に基づいて、利用者の安全・安心確保を最優先にした施設の保守・清掃・警備等が適切に行われている。また、緊急事態発生時の対処マニュアルが整備されており、緊急事態発生時や危険が予測される場合に、直ちに措置を講じられる体制がとられている。経費の縮減についても、コストの推移を定期的に確認するなど、コスト縮減に向けた取り組みが仕組みとして定着している。</p>	A

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
施設の運営に当たり、業務執行体制は適切で、労働関係法令など関係法令も遵守されており、避難所運営実習など職員の資質や能力向上を図る研修も積極的に行われている。また、団体の経営状況に問題はなく、指定管理料は独立した経理区分で適切に管理されており、収支計画に沿った事業が実施されている。	A

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
本市の防災力の向上を図るとともに、市民の憩いの場やスポーツ推進等を図り、市民の健康の増進に寄与し、市民相互が交流を深めることを目的とした施設の設置目的を理解の上、関連法規に従った管理運営を行っている。また、個人情報の管理も適切に行われており、ごみのリサイクルなど環境に配慮した取り組みなど積極的に行われている。	A

【総合評価】

	評価の視点	得点率(評価)(a)	評価配点(b)	評価点(a × b)
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	87.5% (A)	30	26.3
2	公の施設の効用発揮	84.2% (A)	15	12.6
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	89.5% (A)	30	26.9
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	80.8% (A)	15	12.1
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	88.9% (A)	10	8.9
合計			100	86.8

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の計算と整合しない場合がある。

総合評価	A
------	----------

【モニタリング内容の総括】

条例・規則、協定書を遵守のうえ、業務仕様書の内容に則り業務を推進しているとともに、本市との連絡調整についても必要に応じて行っている。また、事業内容についても、市との連携のもと、市民ニーズを意識しながら、防災に関する取り組みをはじめ、事業に取り組んでいる。

アンケートによる利用者の感想においても肯定的な意見が多く、受付の対応、スタッフの接客態度などについて非常に高い満足度を得るなど、概ね適正な運営がなされている。

<参考>

■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。
ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。